

教育委員会 2 月定例会会議録

会議名 教育委員会 2 月定例会

開催日 平成28年 2 月22日（月）午後 1 時32分～午後 3 時 4 分

開催場所 本庁 第一会議室

出席委員 村田委員長、岩根委員長職務代理者、藤田委員、玉井委員、高須教育長
事務局等出席者

荻野学校教育部長、有山教育監、山崎教育監、良社会教育部長、蔵守学校教育
教育部次長、澤井社会教育部次長兼社会教育課長、辻社会教育部次長兼文
化スポーツ振興課長、妹尾教育総務課長、入江施設給食課長、田井学務課
長、楠教育指導課長、尾崎中央図書館長、青木地域教育振興課長、山口社
会教育課長、赤堀文化スポーツ振興課長、高宮教育総務課係長、竹中
教育総務課副係長、永森（教育総務課担当）

○村田委員長

ただいまから教育委員会 2 月定例会を始めさせていただきます。

本日の案件は、報告事項が 2 件、議決事項が 5 件でございます。

本日の署名委員は、藤田委員にお願いします。

まず、本日の配付資料について確認をしたいと思いますので、事務局から説明をお
願いいたします。

○妹尾教育総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書でございます。

議案第 2 号、議案第 4 号及び議案第 5 号の関係の資料でございます。

○村田委員長

それでは、議案書 1 ページ、1 月・2 月教育委員会一般事務報告についてお伺い
いたします。

事務局から、報告事項をお願いします。

○妹尾教育総務課長

教育総務課から、1 月・2 月の一般事務報告をさせていただきます。

行事関係の報告でございますが、2 月10日に学校訪問及び教育委員懇話会がござい
ました。

続きまして、教育委員会後援の状況につきまして御報告申し上げます。

1 月21日から 2 月15日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で10件と
なっております。

いずれも継続の案件でございます。

○村田委員長

ただいまの報告に対しまして、御質問等ございませんか。

学校訪問ですけども、いかがでしたでしょうか。

○藤田教育委員

啓明幼稚園と点野小学校と行かせていただきましたが、幼稚園は、生活発表会の準備をされていて、子どもたちの発達年齢に応じた遊戯、演技をされていたことと、衣装も全部職員の手作りであるということで、一生懸命さに感動しました。また、体力づくりをデータ化されているということで、保護者への啓発にもなっているのではないかと感じました。

また、点野小学校は、学校に入った途端にびんと張り詰めたような学びの場を感じましたし、先生方が一生懸命取り組んでおられる授業の姿を見せていただいて、これからどんどん吸収していく、成長していく学校だなということで、改めて感動いたしました。

○玉井教育委員

啓明幼稚園ですけども、体を動かす取組に力を入れておられるということで、体力測定、体力づくり等が行われていたことと、パワフルカードを活用し、自分たちが取り組んだ体力づくりや、いろんなことに挑戦したことを記録として達成感が見える形で残していくという取組が行われていました。後は、伝承遊びも行われていたことが非常に印象的でした。

また、先生から体力づくりを指導されるだけではなく、園内で体を動かしたくなるような工夫があったことも印象的でした。

点野小学校ですけども、藤田委員もおっしゃっていましたが、校内や掲示物、教室内、先生の服装なんかも非常にきちっと整えられており、子どもたちが落ちついて、集中して勉強ができる環境づくりがなされていると感じて、非常に良かったと思いました。

○高須教育長

私、点野小学校だけしか行けませんでしたけども、点野小学校はとても落ちついて、はじめもきちっと学校の中にあると感じました。学力の点でそれぞれの学年の特徴がありますので、それをもう少し押さえて、今後力を入れながら進めるように、また指導もしてまいりたいと思います。

○村田委員長

啓明幼稚園ですけども、幼稚園というのは、小中学校と違って、教育に特色を出しやすいと感じました。良い意味で縛られるものが少ないので、特色を出した教育をされているのが非常に良く感じられました。

それから、点野小学校は、特に校内の清掃が素晴らしくきれいにされておられました。

授業中も、ほんとに子どもたちも落ちついて、どのクラスも先生の顔をしっかり見

て、話を聞いており、ほんとにいい学校だと思います。

ほかに、先ほどの報告に関しまして、質問等ございませんか。

ほかの報告はございませんか。

○楠教育指導課長

2月17日、教育実践の研究文褒章式が中央公民館講堂において開催されました。第1部で、村田委員長より褒章を授与いただいた後、第2部で最優秀賞の寝屋川市立第七中学校の井崎絵梨氏の「どんな生徒も授業に巻き込むアクティブラーニングを取り入れた授業実践」という題目で、実践発表を行いました。

○村田委員長

ただいまの報告に対しまして、御質問ありませんか。

教育実践の研究文褒章式に私も出席しまして表彰状の授与をいたしました。あれは非常に楽しい場でして、表彰状を感謝の気持ちでお渡しするのですが、受け取られる方も非常ににこやかに、うれしい表情で受け取っていただく方が7割くらい、ちょっと表情もかたくて、本当に自分がもらっていいのかというような表情の方が2割くらい、そして1割くらいの方が、一目お顔を見ようと思っても、目を合わせていただけないような方でした。

そういうようなことを感じながら非常に楽しく、授与させていただきました。

ほかに、報告事項、ございませんか。

○青木地域教育振興課長

去る1月28日、木曜日、寝屋川市立校園PTA大会40周年記念大会におきましては、会長、それから市長御挨拶の後、初めての試みでもある広報誌コンクールの表彰式を行い、その後、高須教育長には教育講演会の御講演をいただきました。

また、2月13日、土曜日、ねやがわ子どもフォーラム2016でございますが、本事業は教育と福祉の融合の下にPTA及び青少年指導委員のみならず、民生委員・児童委員の協力もいただきながら、実行委員会を組織してまいりました。当日は笑福亭松枝氏による「落語から子育てを学ぶ」という全体講演会の後、4つの分科会を開催させていただきました。

○村田委員長

ただいまの報告に対しまして、御質問ございますか。

○岩根委員長職務代理者

高須教育長の教育講演、大変良かったと思います。今までなかったのが不思議なくらいで、長い時間でなくてもいいので、PTAの皆さんや住民が校区に集まる中で、今後も、そんな1時間とかではなくて、15分なり20分の時間をとっていただければ、そういうような現状の話をすることによって、保護者の安心とか、寝屋川市教育委員会に対する理解も深まるのではないかと思います。

そんなことも含めて、今後検討していただければと思います。

○村田委員長

教育長、基調講演についてはいかがでしたか。

○高須教育長

P T Aからも基調講演の話があったんですけども、私はチャンスだと思いまして、講演させていただきました。本市は小中一貫教育を始めて11年目になります。一つの節目として今まで行ってきた小中一貫教育の目的、中身、内容、成果、その成果によって次の目標等について保護者、地域の方にも知っていただき、来年からの小中一貫教育の進展につなげていきたいと思っております。

また、教育委員の皆さんにもお諮りさせていただかないといけませんが、来年度の教育フォーラムもこれまでの成果や課題を検証して、次のものをどうつくっていくのかを、全教職員を集めて、本市の教育の方向性を、同じベクトル、同じ方向を見て教職員が進めるような案を考えています。今後、御相談もさせていただきたいなと思っておりますので、最初の取っかかりとして、今回の機会をいただいたということでございます。

○村田委員長

全国的に見ても、寝屋川市は小中一貫教育の非常にすばらしい11年の歴史を持っているわけですから、それを整理した形でしていただきたらと思います。

○村田委員長

ほかに、御報告はございませんか。

なければ、次に2ページ・3ページ、2月・3月教育委員会行事計画書について、お伺いします。

○妹尾教育総務課長

2月26日から3月16日まで、市議会定例会が開催される予定でございます。代表質問が3月7日、8日に行われ、2月29日、3月9日及び10日には文教常任委員会が開催されます。

また、16日に教育委員懇話会を、23日に教育委員会3月定例会の開催を予定しております。

○村田委員長

この件で御質問、ございませんか。

では、ほかにございませんか。

○楠教育指導課長

3月11日、金曜日に中学校、17日、木曜日に小学校の卒業証書授与式には、委員長始め委員の皆様、部課長様におかれましては、御出席賜りますようお願い申し上げます。

また、来年度のことではございますが、平成28年度の校園長会を4月4日、午後2時から教育研修センター大会議室において開催いたしますので、御予定いただきますようお願い申し上げます。

○村田委員長

この件で御質問はございませんでしょうか。

では、ほかにご覧いませんか。

○辻社会教育部次長兼文化スポーツ振興課長

2月28日、寝屋川公園をスタート・ゴール地点といたしまして寝屋川ハーフマラソン2016を開催させていただきます。北は北海道、南は沖縄まで全国各地から集まった約5,800人を超えるランナーが寝屋川市内を駆け抜けます。教育委員の皆様方におかれましては、お時間がございましたら寝屋川公園近くの沿道で御声援いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○村田委員長

この件で御質問ございませんでしょうか。

今年の参加者は去年よりも多いですね。

○辻社会教育部次長兼文化スポーツ振興課長

去年5,600人程度でございましたので200人程度増加しております。

○村田委員長

ほかに事務局のほうご覧いませんか。

ないようですので、2月・3月教育委員会行事計画書については、予定どおりよろしく願います。

引き続いて、4ページです。職員の分限処分についてを議題といたします。

○妹尾教育総務課長

ただいま御上程いただきました報告第6号 職員の分限処分につきましては、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理しましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、5ページを御覧ください。

本職員は平成28年2月4日まで休職発令を行っておりましたが、この度、更に休業を要する延長の診断書が提出され、平成28年2月5日から平成28年3月4日までの休職発令を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明を終わらせていただきます。

○村田委員長

ただいまの報告に対する御意見、御質問はございますか。

では、ないようですので、報告第6号 職員の分限処分についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしということで、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に6ページです。

報告第7号 平成27年度教育実践の研究文の被表彰者及び被褒章者の決定について

を議題とします。

○楠教育指導課長

ただいま御上程いただきました報告第7号 平成27年度寝屋川市教育実践の研究文被表彰者及び被褒章者の決定につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理しましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

7ページを御覧ください。

平成27年度寝屋川市教育実践の研究文、選考結果の一覧でございます。左より校園名、職名、氏名、題名の順で掲載しております。

1月29日に選考委員会を開催し、最優秀賞1点、優秀賞2点、優良賞7点が選考されました。選考委員会では、アクティブラーニングをテーマに、どの教科でもいかにすることのできる論文や、誰にでも分かりやすい教育実践の論文が多く、今後これをどのように広げるのが課題である等の御意見をいただきました。

以上、誠に簡単ではございますが、報告をさせていただきます。

○村田委員長

この件につきまして、御意見、御質問ありませんか。

○岩根委員長職務代理者

9ページの30番の池田小学校は学年集団として受賞されていますが、学年集団で発表されることは増えてきているのですか。

○楠教育指導課長

おっしゃられますように、集団で研究実践を発表されることは、ここ数年何例かございます。

○岩根委員長職務代理者

何が言いたいかというと、初任者がここ数年増えてきましたよね。なかなか学級経営だけで手一杯になってしまうので、そういう先生をサポートする意味でもそういう学年集団でどなたかがサポートしながらやるというのは、すごく良いのではないかと思います。是非、その辺も一度研究していただいて、うまく初任者も大いに参加できるような形をとられていくような方法で考えていただいたら、大変有り難いと思います。

○村田委員長

ほかにございませんか。

では、ないようですので、報告第7号 平成27年度教育実践の研究文被表彰者及び被褒章者の決定についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしということで、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移りますが、12ページです。

議案第2号 市長からの意見聴取についてを議題といたします。

○妹尾教育総務課長

ただいま御上程いただきました議案第2号 市長からの意見聴取につきまして、御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

平成28年2月18日付け、市長より意見聴取のありました3月市議会定例会において提出される下記の議案につきまして、協議をお願いするものでございます。

それでは、当議案の内容につきましては、担当課より御説明させていただきます。

○村田委員長

では、1番の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明をお願いします。

○妹尾教育総務課長

それでは、教育総務課から、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

別冊の議案書1ページを御参照ください。

改正理由につきましては、平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、給与改正を行うなどのため、一部改正を行うものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容につきまして御説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

第1条は、勤勉手当につきまして、平成27年12月期の支給割合を100分の85、再任用職員に当たっては100分の40とするものでございます。

また、一般職の職員に適用する給料表の給料月額を平均0.4パーセント引き上げることとし、別表を次のとおり改めるものでございます。

次に、6ページをお開き願いたいと存じます。

第2条は、職員の職務を給料表の各級に分類する際の基準となる級別基準職務表を定めることとし、勤勉手当について、平成28年度以後、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の80、再任用職員に当たっては100分の37.5とするものでございます。

次に、7ページをお開き願いたいと存じます。

第3条は、特定任期付職員及び任期付常勤・短時間勤務職員に適用する給料表の給料月額を引き上げることとし、特定任期付職員に支給する期末手当について、平成27年12月期の支給割合を100分の160とするものでございます。

次に、8ページをお開き願いたいと存じます。

第4条は、特定任期付職員に支給する期末手当について、平成28年度以後、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の157.5とするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

附則といたしまして、施行期日を公布の日とし、ただし、第2条及び第4条は平成

28年4月1日とするとともに、第1条及び第3条については平成27年4月1日から適用し、それぞれ改正前の条例に基づいて支給されました給与は、改正後の条例による給与の内払とみなすものでございます。

以上、簡単ではございますが原案どおり御協賛賜りますようお願いいたしまして、御説明とさせていただきます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長

ないようですので、続きまして2番目の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明をお願いいたします。

○妹尾教育総務課長

教育総務課より、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

別冊議案書10ページを御参照ください。

改正理由は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員等の期末手当又は勤勉手当の改定を行うため、一部改正を行うものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

主な改正内容でございますが、教育委員会所管関係分につきましては、第5条及び第6条の旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部改正でございます。教育長に支給する勤勉手当の改定に関し、第5条は平成27年12月期の支給割合を100分の82.5とし、第6条は、平成28年度以後、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の77.5とするものでございます。

12ページをお開き願います。

第7条は附則といたしまして、施行期日を、第6条は平成28年4月1日とするとともに、第5条については平成27年4月1日から適用し、それぞれ改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなすものでございます。

以上、簡単ではございますが原案どおり御協賛賜りますようお願いいたしまして、御説明とさせていただきます。

○村田委員長

ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

ないようでしたら、続きまして3番目、寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明をお願いします。

○山口社会教育課課長

別冊議案書14ページを御参照ください。

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

改正理由でございますが、学校教育法において、小中一貫教育を行う新たな学校の種類として、義務教育学校が規定され、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、第11条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものとしております。

以上、簡単ではございますが原案どおり御協賛賜りますようお願いいたしまして、御説明とさせていただきます。

○村田委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問、ございますか。

ないようですので、つきまして、4番目の平成27年度寝屋川市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係分）について、説明をお願いします。

○妹尾教育総務課長

教育総務課より、平成27年度寝屋川市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明申し上げます。

別冊議案書16ページを御参照ください。

まず、歳入予算補正でございます。

項：国庫補助金、目：総務費国庫補助金、補正額1億4,374万4,000円のうち、教育委員会関係分につきましては、地方創生加速化交付金、8,000万円でございます。

項：国庫補助金、目：教育費国庫補助金、補正額550万円につきましては、青少年居場所づくり事業に係る地域子供の未来応援交付金でございます。

17ページをお開き願いたいと存じます。

次に、歳出予算補正でございます。

項：教育総務費、目：教育委員会総務費、補正額323万円につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定及び定年前早期退職者の減に伴う人件費の精算補正でございます。

項：教育総務費、目：教育指導費、補正額5,820万9,000円につきましては、地方創生加速化交付金に係る補正でございまして、児童生徒支援人材に係る経費、5,460万9,000円につきましては、学習指導、生徒指導面でのきめ細かな支援を行うための児童生徒支援人材の配置に係る経費でございます。

スクールソーシャルワーカー配置に係る経費、336万円につきましては、不登校な

子どもたちの抱える問題の未然防止や早期解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの派遣回数を拡充するための経費でございます。

子どもサポート会議に係る経費、24万円につきましては、いじめや虐待等の未然防止、早期対応を図るため、心理・医療・福祉等の専門家などで構成する会議を開催するための経費でございます。

項：小学校費、目：学校管理費、補正額118万1,000円、項：小学校費、目：学校給食費、補正額224万7,000円、項：中学校費、目：学校管理費、補正額66万7,000円、項：幼稚園費、目：幼稚園管理費、補正額95万7,000円、項：社会教育費、目：社会教育総務費、補正額135万円につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定及び定年前早期退職者の減に伴う人件費の精算補正でございます。

項：社会教育費、目：成人教育費、補正額58万3,000円につきましては、地方創生加速化交付金に係る補正でございます。家庭教育学級事業に係る経費、40万2,000円につきましては、不安や悩みを持つ子育て世帯を対象に、学習の場の提供や交流・仲間づくりを目的とした講座を開設するための経費でございます。犯罪、いじめなどから子どもを守るための講座を年間1回から6回へと拡充するものでございます。

まちのせんせい活用事業に係る経費、18万1,000円につきましては、市民の生涯学習活動、学校活動などを支援するため、市民からの依頼に基づき派遣する「まちのせんせい」の養成等に係る経費でございます。

項：社会教育費、目：図書館費、補正額108万5,000円につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定及び定年前早期退職者の減に伴う人件費の精算補正でございます。

項：社会教育費、目：青少年教育費、補正額1,816万3,000円につきましては、池の里市民交流センターに設置している「青少年の居場所」を、国の補正予算「地域子供の未来応援交付金」を活用し、新たにこどもセンター内に設置するものでございます。

項：社会教育費、目：留守家庭児童会費、補正額505万9,000円、項：社会体育費、目：社会体育総務費、補正額30万1,000円につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定及び定年前早期退職者の減に伴う人件費の精算補正でございます。

次に、繰越明許費でございます。

まず、繰越明許費についてでございますが、その年度内で支出を終わらない見込みがあるものにつきまして、議会の議決を得て翌年度に限り繰越して支出できる予算でございます。

事業名は、児童生徒支援人材事業、限度額5,460万9,000円、スクールソーシャルワーカー配置事業、限度額336万円、子どもサポート会議事業、限度額24万円、家庭教育学級事業、限度額40万2,000円、まちのせんせい活用事業、限度額18万1,000円、青少年居場所づくり事業、限度額1,816万3,000円につきましては、いずれも国の補正予

算に係る事業でございまして、事業自体が翌年にまたがることを前提としていることから、全額繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○村田委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

ないようでしたら、次に、5番目の平成28年度寝屋川市一般会計当初予算（案）（教育委員会関係分）について説明をお願いします。

○妹尾教育総務課長

平成28年度寝屋川市一般会計当初予算（案）（教育委員会関係分）につきまして、御説明申し上げます。

別冊議案書26ページを御覧ください。

最初に、平成28年度の教育費の状況でございます。

1、当初予算（案）におけます「教育費」でございますが、まず市予算は一般会計、898億円、特別会計、567億2,900万円、水道事業会計、54億7,400万円、下水道事業会計、113億8,300万円、合計1,633億8,600万円となっており、そのうち、一般会計における教育費は61億3,382万1,000円となっており、構成比で6.8パーセント、対前年度比95.8パーセントでございます。

次に、2、教育費の「性質別構成」内訳でございますが、投資的経費は6億1,881万2,000円、構成比で10.1パーセント、人件費は19億5,928万1,000円、構成比は31.9パーセント、物件費は25億8,080万5,000円、構成比で42.1パーセント、その他経費が9億7,492万3,000円、構成比で15.9パーセントとなっております。

次に、28ページから30ページまでの平成28年度当初予算（案）におけます教育委員会事務事業概要につきましては、31ページに掲載をしております一覧におきまして、平成28年度当初予算（案）主要事業概要（教育委員会関係）を御説明させていただきたいと思っております。

事業名欄にございます「◎」は新規事業、「○」につきましては拡充事業、「・」につきましては継続事業を示しており、新規事業及び拡充事業につきましては概要説明をさせていただきます。

まず、7番、英語村（英語力向上プラン）事業は、拡充事業として、356万9,000円であり、教育研修センター等を利用して、英語だけでコミュニケーション活動を行う英語村事業について、対象を中学生希望者及び小学5年生に加えて、小学6年生を新たに追加するものでございます。

次に、10、外国人英語講師の派遣は、拡充事業として、5,568万円であり、国際理解教育の推進を図るため、小中学校の国際コミュニケーション科及び英語科の授業における外国人英語講師を1中学校区に1人から2人へと配置を拡充するものでございます。

次に、12、少人数学級の推進は、新規事業として、3,291万8,000円であり、児童一

人一人によりきめ細かな学習指導と生徒指導を行うことを目的に、全小学校の3年生に35人学級を導入するため、少人数学級担当教員を新たに8人配置するものでございます。

次に、13、学校司書の配置は、新規事業として、1,117万2,000円であり、学校図書館の職務に従事する司書を2中学校区に1人配置し、読書活動を通じた児童・生徒の確かな学力の養成、豊かな人間性の形成を図るものでございます。

次に、14、中学校休業日等学習支援は、新規事業として、2,603万5,000円であり、中学校での授業時間外に、民間事業者による生徒の状況に応じた学習支援を実施するとともに、課題の提示により家庭学習とも連動し、自学自習できる環境を整え、生徒の学力向上を図るため、中学生を対象にインターネット学習支援を行い、希望する中学3年生に年24回、土曜又は日曜に個別学習支援を実施するものでございます。

次に、17、校舎棟トイレ洋式等改修工事は、拡充事業として、2億9,000万円であり、校舎棟のトイレを計画的に洋式等に改修し、更なる教育環境の保持・充実を図るため、小学校5校及び中学校3校の改修工事を拡充するものでございます。

次に、19、私立幼稚園就園奨励費は、拡充事業として、3億32万5,000円であり、私立幼稚園に通園する園児を対象に補助金の交付を行い、私立幼稚園における教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、年収約360万円未満の世帯の多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保護者負担額を半額に、ひとり親世帯における市民税非課税世帯の保護者負担額の無償化等の拡充を行うものでございます。

次に、20、多子世帯等への市立幼稚園保育料支援は、拡充事業として、市立幼稚園に通園する園児について、多子世帯等への幼稚園保育料を支援し、保護者の経済的負担の更なる軽減を図るため、年収約360万円未満の世帯の多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額に、年収約360万円未満のひとり親世帯における第1子保育料の半額等の拡充を行うところでございます。

次に、24、義務教育就学奨励費は、拡充事業として、3億4,049万4,000円であり、経済的事情により就学が困難と認められる小中学校に通学する児童・生徒の保護者を対象に支給する就学援助の認定基準額の引上げ等を行い、対象者の拡大を図るものでございます。

次に、25、地域教育協議会の運営は、拡充事業として、480万円であり、中学校区に設置している地域教育協議会において、新たに社会規範やマナーを学ぶ事業等を行うものでございます。

次に、26、放課後子供教室は、拡充事業として、2,184万6,000円であり、放課後校庭開放事業を放課後子供教室のプログラムの一つとして6校のモデル校で実施するものでございます。

次に、28、青少年の居場所づくりは、拡充事業として、2,439万円であり、市内在住の青少年が年齢等の枠を超えて集える拠点として、池の里市民交流センター施設を拡充するとともに、新たにこどもセンター内にも開設するものでございます。

次に、29、留守家庭児童会の体制整備は、拡充事業として、3,258万2,000円であり、子ども・子育て支援事業計画に基づき、全小学校において6年生まで受入れ等を行い、新たにAED等を設置するものでございます。

次に、30、家庭教育サポートチームの派遣は、拡充事業として、1,264万6,000円であり、子育てに悩む親やその家庭に対し、より細かな家庭教育の支援を行うため、家庭教育サポーターを1中学校区に1人及び、継続的に支援を必要とする家庭の児童が在籍する3小学校区に1人配置し、12校から15校に拡充するものでございます。

最後に、32、学び館の開設は、新規事業として、2,856万円であり、市民の世代間交流、生涯学習を推進するため、開設するものでございます。

以上、平成28年度寝屋川市一般会計予算（案）（教育委員会関係分）の説明を終わらせていただきます。

○村田委員長

ただいまの説明に対して、御意見、御質問はございませんか。

○岩根委員長職務代理者

31ページの20番、当初予算0円になっていますが、その理由を聞かせてください。

○田井学務課長

当初予算が0円になっていますのは、徴収する保育料を減免するということでございまして、予算を必要としないためでございます。

○岩根委員長職務代理者

分かりました。

それと、27ページですが、教育総務費の中の教育指導費と、それから小学校費の教育振興費が昨年と比べると20数パーセントくらい大きく落ちているんですけど、これは何か事業が終わったからなどの理由でしょうか。

○楠教育指導課長

教育指導費に関しましては、平成25年から3年間、ICT機器の購入等大きな配置がございましてその部分の配置が整ったというようなことであると考えます。

○岩根委員長職務代理者

分かりました。小学校費の教育振興費も減額となっている理由を教えてください。

○妹尾教育総務課長

申し訳ございません。確認し、後ほど御報告させていただきたいと思います。

○村田委員長

ほかにございませんか。

では1点だけ。岩根委員と同じようなことですが、26ページ、教育費が前年比で4.2パーセント減になっていますけども、この理由を教えてください。

○妹尾教育総務課長

先ほども少しお話しさせていただきました国の補正予算がございまして、通常であれば当初予算で予算編成をさせていただいておるものを、3月の補正予算に変更し、

次年度に繰越しするという形にさせていただいています。そういった中で、当初予算に例年であれば組ませていただいているものを、平成27年度3月の補正予算で編成することになったため、昨年度との比較では若干減っております。

○村田委員長

31ページの一覧表で、○が拡充事業ということですが、拡充事業ということは予算としては前年に比べてプラスになっていると考えていいのでしょうか。

○妹尾教育総務課長

基本的には拡充事業ということで、予算の増を伴うものが多いですけども、必ずしも事業内容が拡充したからといって、予算が拡充するということではございません。

○村田委員長

ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、採決をさせていただきます。

議案第2号 市長からの意見聴取についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしということで、本案は原案どおり議決いたします。

それでは、13ページ、議案第3号 「子どもを守る」宣言についてを議題といたします。

○妹尾教育総務課長

教育総務課から御説明させていただきます。

ただいま御上程いただきました議案第3号 「子どもを守る」宣言につきまして、御説明を申し上げます。

本案につきましては、平成27年8月、本市中学生2人が被害に遭う大変痛ましい事件が発生したことを受け、二度とこうした事件が起きることのない「安全で安心なまち」の実現を目指し、強い決意を持って、地域、市民とともに、「子どもを守る」施策を確実に推進することを、改めて教育委員会として宣言するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

なお、事件発生以後、現在に至るまで、保護者を始め、多くの市民の協力の下、市長部局等と連携し、「子どもを守る」取組を進めているところでございますが、当宣言の下、家庭・学校・地域・警察・関係機関等との連携をより密にし、子どもを犯罪被害から守る取組に、教育委員会として引き続き全力を尽くしてまいります。

それでは、宣言を朗読させていただきたいと存じます。

「子どもを守る」宣言～子どもを犯罪被害から守るために～

子どもは、社会を構成する一員であり、次代の担い手として希望を託す未来の宝である。

子どもが、家庭や地域の中で、夢や希望を抱き、健やかに育つことは、全ての市民の願いであり、また、育てることは、地域社会の責務でもある。

しかしながら、子どもを巻き込んだ痛ましい事件の発生により、かけがえのない未来の宝を失い、私たちは深い哀しみを経験した。

こうした犯罪被害から子どもを守るために、保護者、地域住民、学校及び市などと協働する強い絆の中で、子どもの安全確保のための取組をより一層進めなければならない。

私たちは、子どもが被害者となる痛ましい事件が、二度と起きない、起こさせないことを強く決意し、全ての市民と一体となって、子どもが犯罪被害に巻き込まれることのない「安全で安心なまち」の実現を目指し、「子どもを守る」施策を迅速かつ確実に進めることをここに宣言する。

寝屋川市教育委員会。

なお、制定日は平成28年3月1日を予定しており、市広報並びに学校等を通じて、保護者や地域、市民、関係機関等に周知させていただきます。

原案どおり御協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○村田委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問はございますか。

では、ないようですのでお諮りします。

議案第3号 「子どもを守る」宣言についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、15ページでございます。

議案第4号 「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)」に対するパブリックコメント手続の実施についてを議題といたします。

○尾崎中央図書館長

それでは、議案第4号 「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)」に対するパブリックコメント手続の実施について、説明をさせていただきます。

議案書15ページ及び別冊資料をお開きください。

本案は、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会での御審議を踏まえ、取りまとめた素案で、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)」に対するパブリックコメント手続を実施するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ策定した「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)」を公表し、パブ

リックコメント手続を実施するためでございます。

それでは、第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）の概要により説明をさせていただきます。

計画策定の目的は、子どもが読書の楽しさに気付くきっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を地域・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的・計画的に推進することでございます。

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年でございます。

計画策定の基本方針といたしましては、①から③の3点に記載のとおりでございます。

計画の対象は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね18歳以下の子どもといたします。

計画の位置付けとしましては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」、大阪府の「第2次子ども読書活動推進計画」を受けて策定するもので、市の「第五次寝屋川市総合計画」、「寝屋川市社会教育推進計画」の下で策定するものでございます。

次に、平成18年度策定の「寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題についてでございます。

主な成果としましては、乳幼児期の子ども読書活動推進施策として、赤ちゃんに絵本を贈ろう事業の実施、東図書館子ども図書室の開設、絵本の読み聞かせ等の定例実施により絵本・児童書の貸出しが増え、親子来館者が増えたこと、学校では全校一斉朝読書の取組や、新聞を活用した授業の充実に取り組むことができたこと等でございます。

主な課題としましては、第1次計画では就学前の子ども読書活動推進に力点を置きましたが、全国的に見ても、子どもの年齢が上がるごとに読書時間が減る傾向があり、学齢期の子ども読書活動の推進施策の充実が課題となっていることなどでございます。

次に、今般の第2次計画において推進する取組の方向性についてでございます。

家庭・地域における推進としましては、図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関連団体とのネットワーク化を図り、本や子どもの読書推進についての情報交換や協働の取組の充実を図る等でございます。

続いて、図書館における推進でございます。これまで実施してまいりました乳幼児の読書活動推進ブックスタート事業につきましては、継続実施してまいります。また、学齢期につきましては、学校と連携を深める中で、移動図書館車の派遣拡大、学校への団体貸出図書書の充実と貸出拡大、学校図書館に携わる教職員等のスキルアップにつながる研修支援等でございます。

続いて、幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進につきましては、各施設の絵本コーナー設置に努め、団体貸出利用による絵本の充実、幼児のためのブックスタート事業の継続実施に取り組む等でございます。

続いて、学校における推進につきましては、学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校司書の活用に努めてまいります。また、司書教諭・学校司書・教職員等の子ども読書活動推進に関係する人の更なる専門性向上のため、学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。また、移動図書館車の受入に努める等に取り組みます。

障害のある子どもの読書支援につきましては、さわる絵本や布の絵本、点字資料や録音図書等の整備・活用を図る等に取り組みます。

最後に、外国の子どもの読書支援でございますが、図書館では市域に住む外国語を母語とする人（子ども）や外国の言語や文化に興味のある子ども向けに、外国語の絵本や児童書を収集し、提供する等に取り組んでまいります。

次に、パブリックコメント手続についてでございます。

別冊資料の募集要項を御覧ください。

パブリックコメントは、本計画（素案）に対し、市民の皆様から幅広い御意見を頂戴するため実施するものでございます。

2ページ目、3の（2）でございます。

意見の募集期間は、平成28年2月29日月曜日から平成28年3月28日月曜日まででございます。

続きまして、3ページ目、（6）でございます。

この素案の閲覧場所といたしましては、市立中央図書館、寝屋川市駅前図書館のほか、市役所本庁の市民情報コーナー、市役所サービス処ねやがわ屋、各市民センターでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、本案についての説明は以上でございます。

何とぞ、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○村田委員長

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

学校司書を、新規事業として設置していただけるということで、司書の主な役割、司書を置くことによってどういうメリットが期待できるかという点を教えていただけますか。

○楠教育指導課長

学校司書を配置することにおきまして、もちろん学校図書館の整理というものが一番大きなところでございます。蔵書の管理だったり、環境整備であったり、子どもたちにこういう本があるよということを、推薦するというふうなことも業務に含んでおります。

また、学校図書館の運営といたしまして、開館、貸出等の業務や、児童・生徒の調べ物の手助け等々も一つの業務に入ってくるのではないかと考えております。また、この学校司書が中央図書館と連携をして、子どもたちに、先ほど申しました本の推薦

等々していただくということも一つの業務と考えております。

○村田委員長

ほかにございませんか。

では、ないようですのでお諮りします。

議案第4号 「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリックコメント手続の実施についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○村田委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、16ページです。

議案第5号 寝屋川市青少年指導員の推薦についてを議題といたします。

○青木地域教育振興課長

ただいま御上程いただきました議案第5号 寝屋川市青少年指導員の推薦についてを御説明させていただきます。

各中学校区青少年指導員推薦会議において推薦された寝屋川市青少年指導員候補者を市長に内申するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市青少年指導員の任期が平成28年3月31日で満了となるため、新たに平成28年度、29年度2か年の委嘱を行うためのものでございます。

それでは、別冊議案書32ページを御参照ください。

各中学校区におきまして、本実施要綱に基づき生徒指導主事と青少年指導員が推薦会議を開催し、各中学校区より10人の御推薦をいただいております。32ページから順に、第一中学校区から中木田中学校区までの青少年指導員候補者の名簿を掲載しております。

説明は以上となります。

何とぞ、慎重審議いただき、提案どおり御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○村田委員長

そうしましたら、ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

○岩根委員長職務代理者

確認ですが、青少年指導員の定年は65歳でしたか。

○青木地域教育振興課長

満65歳を迎える前までですと推薦することができます。

○岩根委員長職務代理者

その前からされていた人は、65歳を超えたら任期満了を迎えたら終わりですか。

○青木地域教育振興課長

おっしゃるとおりでございます。

○村田委員長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りします。

議案第5号 寝屋川市青少年指導員の推薦についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、17ページでございます。

議案第6号 平成28年度寝屋川市立小・中学校管理職人事についてを議題といたしますが、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にしたいと思えます。

非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御同意いただきましたので、教育委員会会議規則第7条の規定により非公開といたします。

それでは、恐れ入りますが、関係者以外の方並びに傍聴の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退室)

(関係者以外入室)

○村田委員長

ただいま意見がまとまりましたということで、議決にいきたいと思います。

議案第6号 平成28年度寝屋川市立小・中学校管理職人事についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決させていただきます。

それでは、以上で予定の案件は全て終了したのですが、そのほかに事務局より報告事項があればお願いいたします。

○妹尾教育総務課長

先ほど、市長からの意見聴取の議案の際に、岩根職務代理者よりいただきました御質問の件ですが、小学校費の教育振興費の分が7,000万円ほど減っておる分についての御質問をいただきましたけれども、前年度との予算の比較で減っております要因とし

ましては、主なものとして4年に1回行います教科書改訂に伴う指導書の購入費用の差でございます。4年に1回ということで、27年度はそのような対応をしておりますけれども、28年度につきましては指導書の購入は行っておりませんので、その費用の差によるものでございます。

主な理由としましてはそういったものがあるということで、よろしくお願いいたします。

○岩根委員長職務代理者

分かりました。

○村田委員長

それでは、これをもって教育委員会2月定例会を終了させていただきます。